〇医薬品の販売に伴う添付について

(昭和四五年一二月一五日)

(薬発第一一四四号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

標記について、別紙写のとおり左記関係団体に通知したので、ご了知のうえ何分のご指導を煩わしたい。

記

日本製薬団体連合会会長

日本医薬品卸業連合会会長

日本薬剤師会会長

別紙

医薬品の販売に伴う添付について

(昭和四五年一二月一五日 薬発第一一四三号)

(日本製薬団体連合会・日本医薬品卸業連合会・日本薬剤師会会長あて厚生省薬務局長通知) 今般、保険局長から薬価基準収載の医薬品の削除について別添のとおり連絡があつたので、薬 務局においては、添付が行なわれている医薬品を常時調査把握し、これを保険局に連絡すること としました。

前記の措置に伴い、医薬品の添付を廃止することはもちろん、医薬品の販売姿勢について、さらにその適正を期されるよう要望します。

なお、本件については、貴会各会員の部内において早急に周知徹底するよう、すみやかなご連絡をお願いいたします。

別添写

薬価基準収載の医薬品の削除について

(昭和四五年一二月一五日 保文発第五一八号) (厚生省薬務局長あて厚生省保険局長通知)

昭和四十五年十二月十四日に開催された中央社会保険医療協議会において、「添付が行なわれている医薬品については、薬価基準から削除すべきである。」という決定があり、当局はこの決定に従つて必要な措置をとることとしたので、その旨御了知されたい。

なお、添付に代えてこれに類するような販売方法がとられた場合には、さらに必要な措置をとることとしているので、関係者に対する指導方よろしくお取り計らい願いたい。